

不良債権の現状

平成13年度の不良債権処理実績

当行では、金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等に沿った自己査定基準ならびに償却・引当基準に基づき、半期ごとに実施する自己査定の結果を踏まえて適正な償却・引当を行っています。

平成13年度の不良債権処理額の大半は、現下の経済情勢を反映した引当率の引き上げ、問題先企業再編に伴うコストを勘案した引当金の積み増し等による要注意先債権の将来リスクへの対応によるものです。また、個別債務者の劣化、担保価格のさらなる下落、不良債権のオフバランス化の促進等から、結果として平成13年度の単体ベースの不良債権処理額は総額1兆5,431億円となり、貸倒引当金残高は1兆9,718億円となりました。^{*1}

なお、連結ベースでの不良債権処理額は、一般貸倒引当金を含めて総額1兆7,034億円となり、貸倒引当金残高は、2兆1,596億円となりました。^{*2}

*1 部分直接償却（直接減額）を、1兆4,051億円実施しています。

*2 部分直接償却（直接減額）を、1兆8,243億円実施しています。

自己査定について

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに各取引先の担保条件等を勘案して、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じてI～IVの区分に分類しています。また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても、原則として銀行本体と同様に自己査定を実施しています。

債務者区分	
正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

分類定義	
I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II分類	回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV分類	回収不能または無価値と判定される資産

平成13年度の処理実績(単体)

(単位: 億円)

不良債権処理額	10,386
貸出金償却	2,839
個別貸倒引当金繰入額	6,632
債権売却損失引当金繰入額	370
共同債権買取機構売却損	84
延滞債権売却損等	506
特定海外債権引当勘定繰入額	45
一般貸倒引当金繰入額(注)	5,045
合計(貸倒償却引当費用)	15,431
貸倒引当金残高	19,718
部分直接償却(直接減額)実施額	14,051

(注) 業務純益に計上しているベース。

平成13年度の処理実績(連結)

(単位: 億円)

貸倒償却引当費用(連結損益計算書ベース)	17,034
貸倒引当金残高	21,596
部分直接償却(直接減額)実施額	18,243

引当金残高

(単位: 億円)

	単体	連結
貸倒引当金 合計(a)	19,718	21,596
一般貸倒引当金	8,723	9,295
個別貸倒引当金	10,841	12,147
特定海外債権引当勘定	154	154
リスク管理債権(b)	58,165	64,844
引当率(a)/(b)	33.9%	33.3%

償却・引当について

個々の取引先について、自己査定に基づいて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分し、その区分ごとに償却・引当基準を定めています。

償却・引当基準	
正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上 *グループ分けは、「要管理先」と「その他の要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたIII分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し個別貸倒引当金を計上
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたIV分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則貸倒償却し、III分類の全額について個別貸倒引当金を計上

また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても、原則として銀行本体と整合した償却・引当基準を採用しています。

不良債権等の開示

(1) 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」)」に基づいて、査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分し各債権額を開示しています。

平成14年3月末における単体ベースでの開示債権額は、正常債権を除き、5兆9,000億円(平成13年3月

末比3兆775億円増加)となりました。これは大口債務者の再建策進展に伴う所要の手当を行ったことや、不良債権処理を促進する観点から、財務内容の回復に長期を要する先を破綻懸念先としたほか、要管理債権における貸出条件緩和債権の範囲を実質面から十分に検討し、より広範にとらえることとしたためです。なお、連結ベースでの開示債権額は、6兆5,677億円となりました。

金融再生法に基づく開示債権

(単位:億円)

	単体	平成13年3月末比	連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,935	964	6,382
危険債権	29,702	+10,271	32,634
要管理債権	24,363	+21,469	26,661
小計	59,000	+30,775	65,677
正常債権	605,589	55,989	618,964
合計	664,589	25,214	684,641
部分直接償却(直接減額)実施額	14,051		18,032

自己査定、開示および償却・引当との関係(単体)

(単位:億円)

自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率
		非分類	II分類	III分類	IV分類		
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 4,935(イ)	担保・保証等により回収可能部分 4,748(イ)	全額引当 187	全額償却(注1)	個別貸倒引当金 224(注2)	100%(注3)	
実質破綻先							
破綻懸念先	危険債権 29,702(ロ)	担保・保証等により回収可能部分 15,721(ロ)	必要額を引当 13,981		10,617(注2)	75.9%(注3)	
要注意先	要管理債権 24,363(ハ)	要管理債権中の保全部分 10,993(ハ)			要管理債権に対する一般貸倒引当金2,908	21.8%(注3)	
	(要管理先債権)						要管理先債権以外の要注意先債権
正常先	正常債権 605,589	正常先債権			8,723	0.2%(注4)	
					特定海外債権引当勘定 154		
	総計 664,589	貸倒引当金計 19,718			13,749	引当率(注5) (B/D) 49.9%	
	A = + + 59,000	B 個別貸倒引当金+要管理債権に対する一般貸倒引当金 13,749					
		C 担保・保証等により回収可能部分(イ+ロ+ハ) 31,462	D 左記以外(A-C) 27,538				
		保全率((B+C)/A) 76.6%					

(注1) 部分直接償却(直接減額)1兆4,051億円を含みます。

(注2) 金融再生法開示対象外のオンバランス・オフバランス資産に対する引当が一部含まれています。

(破綻先・実質破綻先 37億円、破綻懸念先 119億円)

(注3) 「破綻先・実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」、「要注意先」は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注4) 正常先債権、「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率を示しています。

ただし、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注5) 担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

開示債権の区分の概要	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定において破綻先および実質破綻先として区分された債務者に対する債権額のうち、回収不能または無価値と判定された部分(Ⅳ分類額)を直接償却した残額です。このうち、Ⅲ分類額については全額引当をしていますので、これを除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権となります。
危険債権	自己査定において破綻懸念先として区分された債務者に対する債権額です。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外をⅢ分類とし、個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上しています。
要管理債権	自己査定における要注意先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権です。
正常債権	期末時点の貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権に相当します。

(2) リスク管理債権

不良債権にかかわるディスクロージャーとしては、金融再生法に基づく開示債権とは別に、銀行法に基づき「リスク管理債権」を開示しています。

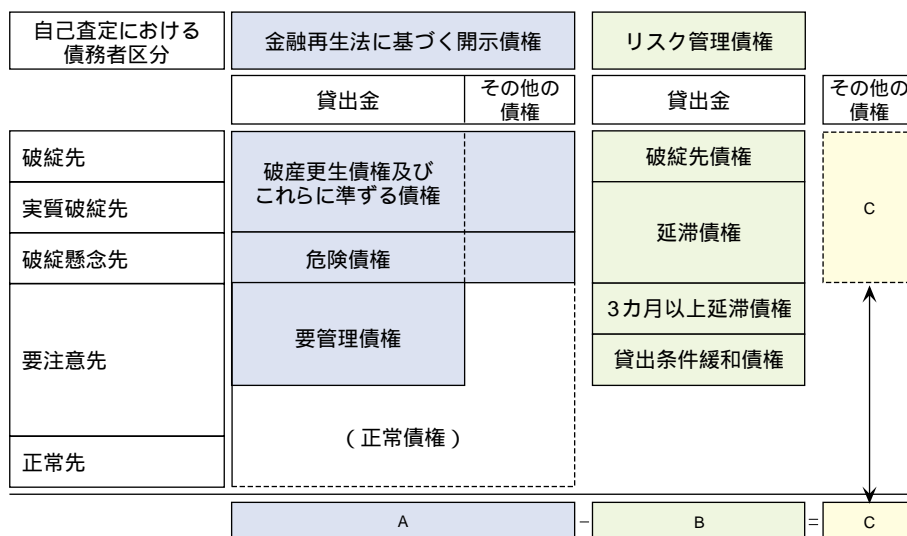
平成14年3月末における単体ベースでの開示債権額は、5兆8,165億円(平成13年3月末比3兆839億円増加)となりました。また、連結ベースでの開示債権額は、6兆4,844億円となりました。

リスク管理債権

(単位：億円)

	単体			連結		
	貸出金残高比	平成13年3月末比		貸出金残高比	平成13年3月末比	
破綻先債権	1,957	(0.3%)	400	2,275	(0.4%)	457
延滞債権	31,845	(5.3%)	+9,770	35,997	(5.7%)	+10,222
3カ月以上延滞債権	923	(0.2%)	109	1,028	(0.2%)	230
貸出条件緩和債権	23,440	(3.9%)	+21,578	25,544	(4.0%)	+22,744
合計	58,165	(9.7%)	+30,839	64,844	(10.2%)	+32,279
部分直接償却(直接減額)実施額	13,737			17,688		

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の関係について



リスク管理債権は、貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返が開示対象に含まれないという点を除き、金融再生法に基づく開示債権と一致しています。なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合、原則として「不計上」としていただきますので、金融再生法に基づく開示債権において開示される未収利息はありません。

開示債権の地域別構成（単体）

（単位：億円）

	金融再生法に基づく開示債権 （構成比）	リスク管理債権 （構成比）
国内	57,327 (97.2%)	56,712 (97.5%)
海外	1,673 (2.8%)	1,453 (2.5%)
アジア	1,036 (1.7%)	893 (1.5%)
インドネシア	408 (0.7%)	391 (0.7%)
香港	160 (0.3%)	139 (0.2%)
インド	70 (0.1%)	48 (0.1%)
中国	123 (0.2%)	120 (0.2%)
その他	275 (0.4%)	195 (0.3%)
北米	464 (0.8%)	389 (0.7%)
中南米	21 (0.0%)	21 (0.0%)
西欧	114 (0.2%)	112 (0.2%)
東欧	38 (0.1%)	38 (0.1%)
国内・海外 合計	59,000 (100.0%)	58,165 (100.0%)

（注）「国内」は国内店（特別国際金融取引勘定を除く）の合計です。「海外」は海外店（特別国際金融取引勘定を含む）の合計です。債務者所在国を基準に集計しています。

開示債権の業種別構成（単体）

（単位：億円）

	金融再生法に基づく開示債権 （構成比）	リスク管理債権 （構成比）
国内	57,327 (100.0%)	56,712 (100.0%)
製造業	3,176 (5.5%)	3,146 (5.5%)
第一次産業	52 (0.1%)	52 (0.1%)
建設業	10,355 (18.1%)	10,146 (17.9%)
卸売・小売業、飲食店	7,366 (12.8%)	7,254 (12.8%)
金融・保険業	2,193 (3.8%)	2,169 (3.8%)
不動産業	20,465 (35.7%)	20,426 (36.0%)
運輸・通信・その他公益事業	663 (1.2%)	651 (1.2%)
サービス業	9,985 (17.4%)	9,955 (17.6%)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	3,072 (5.4%)	2,913 (5.1%)
海外	1,673	1,453
政府等	136	136
金融機関	29	29
商工業	1,508	1,288
その他	—	—
国内・海外 合計	59,000	58,165

（注）「国内」は国内店（特別国際金融取引勘定を除く）の合計です。「海外」は海外店（特別国際金融取引勘定を含む）の合計です。

不良債権の最終処理(オフバランス化)について

平成13年4月に取りまとめられた「緊急経済対策」を受け、不良債権の最終処理(オフバランス化)の実績ならびに新規に「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」となった債権額を半期ごとに公表しています。

大口債務者の再建策進展に伴う所要の手当を行ったことや、財務内容の回復に長い期間を要する先を破綻懸念先としたことから、「危険債権」が増加しましたが、平成13年度上期に6,967億円、平成13年度下期に5,845億円のオフバランス化を行っており、不良債権の最終処理に向け積極的に取り組んでいます。

各期末における「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の残高

	平成12年 9月末	平成13年 3月末	平成13年度上期 オフバランス化	平成13年 9月末	平成13年度下期 オフバランス化	(単位:億円) 平成14年 3月末
(1)平成12年度上期以前発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,217	4,727		3,769		2,811
危険債権	25,679	13,531		10,492		8,434
小計	31,896	18,258	3,997	14,261	3,016	11,245
(2)平成12年度下期発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,172		1,416		573
危険債権		5,901		2,687		1,442
小計		7,073	2,970	4,103	2,088	2,015
(3)平成13年度上期発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権				555		760
危険債権				3,278		2,332
小計				3,833	741	3,092
(4)平成13年度下期発生分						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権						791
危険債権						17,494
小計						18,285
合計((1)+(2)+(3)+(4))						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,217	5,899		5,740		4,935
危険債権	25,679	19,431		16,457		29,702
合計	31,896	25,330	6,967	22,197	5,845	34,637

オフバランス化の実績

	平成13年度上期 オフバランス化	平成13年度下期 オフバランス化
清算型処理	95	683
再建型処理	481	348
再建型処理に伴う業況改善	—	—
債権流動化	2,001	2,347
直接償却	823	1,202
その他	3,567	3,669
回収・返済等	2,908	2,814
業況改善	659	855
合計	6,967	5,845

(注) 1. 「清算型処理」: 清算型倒産手続(破産、特別清算)による債権切捨・債権償却
 2. 「再建型処理」: 再建型倒産手続(会社更生、民事再生、和議、会社整理)による債権切捨、特定調停等民事調停による債権放棄および私的整理による債権放棄